

「大阪コロナ追跡システム 登録施設・イベント用ロゴマーク」利用規約

令和2年7月21日制定

本規約は、「大阪コロナ追跡システム」（以下「システム」という。）を施設やイベントに導入した事業者等（以下「登録事業者等」という）による「大阪コロナ追跡システム 登録施設・イベント用ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）の利用に関して定める。

ロゴマークの利用を希望する登録事業者等は、本規約に同意した上で、ロゴマークをダウンロードすることができる。

（利用条件）

第1条 ロゴマークの利用にあたっては、次の各号を遵守しなければならない。

- 1 事前にシステムを導入し、QRコードを施設・イベントに掲示していること
- 2 感染防止のための対策を図っていること
- 3 施設やイベントの利用者にシステムへの登録を推奨していること

（免責事項）

第2条 大阪府は、登録事業者等が、ロゴマークの利用及び利用できなかったことによって生じたトラブルやその他の損害について、一切の責任を負わない。また、ロゴマークを利用したことによって、当該施設やイベントの利用者等第三者に損害が生じても、大阪府は一切の責任を負わない。

（利用規約の改訂）

第3条 本規約を改訂した場合は、大阪府ホームページ上に掲載して告知する。

（費用）

第4条 ロゴマークのダウンロードに必要な機器類は、利用者自らの判断と負担において調達すること。また、ロゴマークは無料で利用できるものとするが、ダウンロードにおける通信料及び印刷料は利用者が負担する。

（ロゴマークの配布の終了）

第5条 ロゴマークの配布は新型コロナウイルス感染症が収束するなど、大阪府が終了すると判断した際に、事前の予告なく終了することがある。

（委任）

第6条 この規約に定めるもののほか、ロゴマークの利用に関し必要な事項は、大阪府スマートシティ戦略部が定める。